

## は し が き

本書は、日本で初めての宗教法人向けの総合書式集です。

宗教法人は当然のことながら法人であり、法律の枠組みの中で、各種法令を順守して存在していかなければなりません。そして、宗教法人は、一般の会社法人・社団法人・財団法人等と比較しても多種多様なステークホルダー（所轄庁・包括宗教団体・信者・宗教法人に勤務する聖職者や職員・地域住民等）がおり、宗教法人に内在する公益性に照らすと、通常の法人と比較してより強いコンプライアンスが要求されます。

法律で要求される各種手続を履践することや法律で要求される各種規定を具備しておくことは、宗教法人に求められる最低限度のコンプライアンスといえるでしょう。法律で要求される各種手続を履践したり、各種規定を具備するためには、書式が不可欠です。また、法的トラブルが起きたときに、その対処に必要な書式をあらかじめ備えておけば、いざというときに戸惑わなくて済みます。ところが、宗教法人法の書式については、所轄庁がホームページ等で公開しておりますが、その他の法分野の宗教法人向けの書式については、十分な整備がなされていないのが実情です。

筆者らは、宗教法人関係の事件を多数取り扱っていく中で、このような現状に大変な憂慮をもち、本書を刊行する運びとなりました。

本書は、最初に宗教法人における書式の意義について概説をしたうえで、宗教法人法・墓理法・日常業務に関する法・労働関係法・情報法・税法の各分野について必要な書式を紹介しています。本書を読めば、宗教法人が履践しなければならない手続やあらかじめ備えておかなければならない書式等について容易に把握できるでしょう。本書が、日本の宗教法人のコンプライアンス向上の一助になれば、筆者らとしてはこのうえない喜びを感じます。

最後に、本書の刊行に際し、民事法研究会の田口信義社長、松下寿美子氏、瀬川雄士氏には、本書の内容から装丁に至るまで細々と心を砕いていただきました。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

2019年4月

宗教法人実務研究会



---

---

## 第2章 宗教法人法関連書式

---

---

### はじめに

宗教法人の手続に関する書式は、その宗教法人が、包括宗教法人（宗法2条2号の規定に該当する宗教団体のうち法人格を有する団体。以下、単に「包括宗教法人」といいます）か、単立宗教法人（宗法2条1号の規定に該当する宗教団体のうち法人格を有する団体。以下、単に「単立宗教法人」といいます）かで大きく異なってきます。また、単立宗教法人でも、被包括宗教法人（包括宗教法人と包括関係を結んだ宗教法人。以下、単に「被包括宗教法人」といいます）と、単立宗教法人（被包括宗教法人以外の単立宗教法人。以下、単に「単立宗教法人」といいます）では、関係する包括宗教法人の有無により手続が異なってきます。

被包括宗教法人の多くは、包括宗教法人（団体含む。以下同様です）から、包括関係のルールブック（宗憲、宗規、規程集など呼称はさまざま）とともに書式が整備されている場合もあり、通常は包括宗教法人の規定する書式に従うべきでしょう。

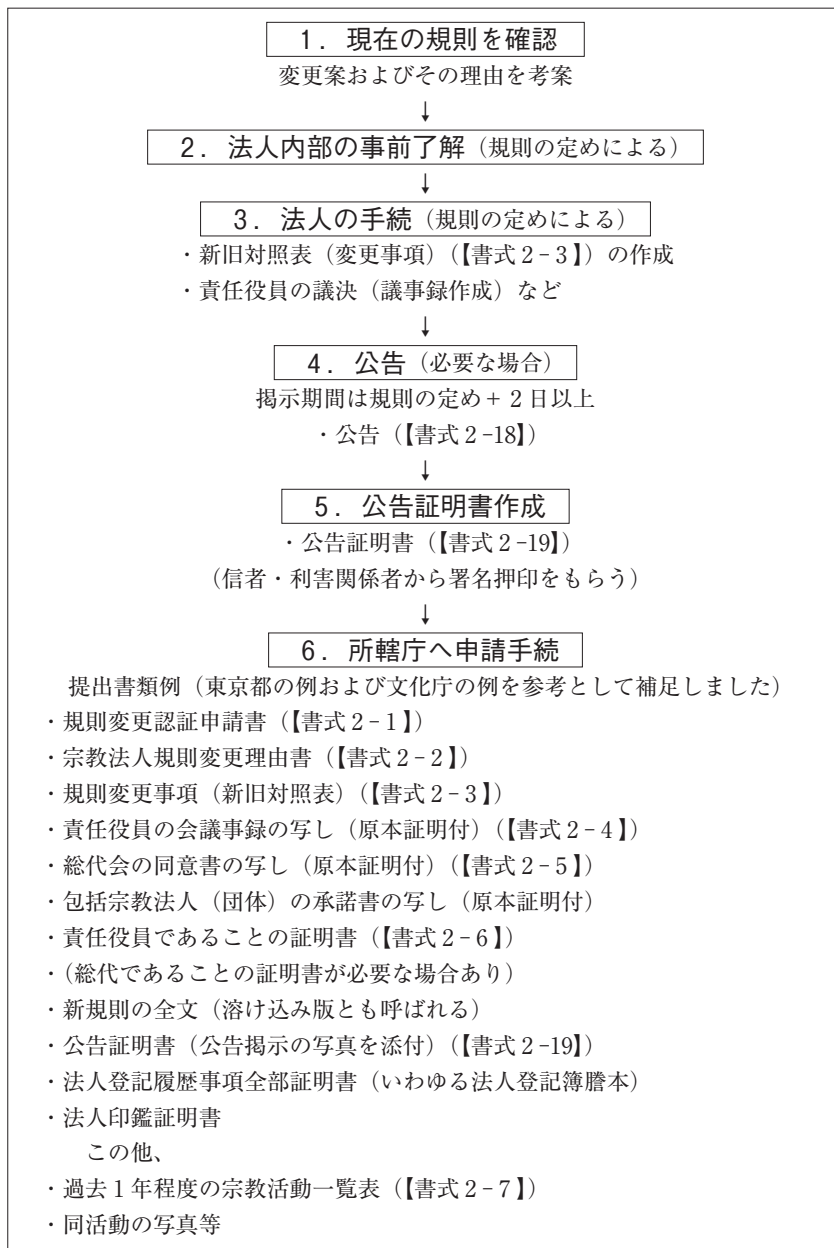
本章は、単立宗教法人のうち、「F. 被包括関係を廃止しようとするときの手続」の項目以外は単立宗教法人を主な対象として書式例を掲載しています。包括関係を結んでいる被包括宗教法人では、包括宗教法人にかかわる手続、書式等がある場合が多く、本章に関する書式も整備されている場合がありますので、そちらを主として補助的にご活用ください。

なお、手続は、宗教法人の事務を総理する代表役員（宗法18条3項）が行うことを前提として記載しています。代表役員以外の者が手続を行うときは、委任状が必要な場合があります。

### I 宗教法人規則変更認証

宗教法人の規則を変更する際の手続の流れと必要な書類の項目を、単立法人を例に、下図の「規則変更認証手続の流れ」にまとめました。

〈図2-1〉 規則変更認証手続の流れ例（単立法人の場合）



・その他の書類

など必要。その他の書類は、所轄庁の指示による。

- ・宗教法人規則変更認証書及び変更規則の謄本交付申請書（【書式2-8】）  
（東京都などは、登記に使用する認証書および規則の謄本については、別に手数料800円を納付し、申請するという扱い）



8. 認証書交付を受ける



9. 法人登記手続（登記が必要な場合）

- ・宗教法人変更登記申請書（【書式2-9】）



10. 登記完了後、所轄庁へ登記完了届

所轄庁に登記したことを届け出る（登記のある手続のみ）

- ・登記完了届（登記事項変更届）（【書式2-10】）
- ・法人登記履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

- ※ 上記の図は、単立宗教法人の例です。包括宗教法人（団体）と包括関係を結んでいる法人は、包括宗教法人（団体）の承認等が必要ですので、あらかじめ包括宗教法人（団体）の担当者へ相談してください。
- ※ 規則変更しようとする宗教法人は、実際の手続に入る前に所轄庁の事前相談を受けることをおすすめします。

### 【書式2-1】 規則変更認証申請書例

	年 月 日
都道府県知事 殿	(注1)
包括宗教団体	「○ ○ ○」(注2)
事務所所在地	○○市○○町○丁目○○番○号
フリガナ	( ○○○○○○ )
宗教法人	「 ○ ○ ○ 」
代表役員	○ ○ ○ ○ 法人印
電話番号	( )
宗教法人規則変更認証申請書	
宗教法人「○○○」の規則を変更したいので、宗教法人法第27条の規定によ	

り、変更しようとする事項を示す書類に下記関係書類を添えて、規則変更の認証を申請します。

記

- 1 規則変更理由書
  - 2 規則変更事項
  - 3 責任役員会議事録〈写し〉(注3)
  - 4 総代会の同意書〈写し〉
  - 5 包括法人の同意書〈写し〉
  - 6 責任役員であることを証する書類
  - 7 新規則の全文
  - 8 その他の資料
- (注4)

(注1) 申請人の表示に、法人番号等や認証番号の記載を要する所轄庁もあります。

(注2) 単立宗教法人の場合、包括宗教団体は、記載する必要はありません。

(注3) 〈写し〉には「原本に相違ありません」等の代表役員の原本証明を記載します。

(注4) 当該宗教法人の規則の内容、変更する内容により添付書類が異なりますので、あらかじめ所轄庁に確認してください。

【書式2-2】 宗教法人規則変更理由書例

宗教法人「○○○」規則変更理由書

(例1) 事務所移転の事例

このたび県道○○号線の拡張により、境内地及び境内建物が買収されることとなり、移転先を検討していたところ、事務所及び礼拝の施設にふさわしい境内地及び境内建物を取得することができたので、責任役員会の議決に基づき移転しようとするものである。

(例2) 責任役員を増員する事例

当宗教法人は、教義を広め、教化育成の布教活動が、信者の増加に結実したため、責任役員を増員して多くの意見を取り入れ円滑な運営を図る必要がある。そのため現規則に責任役員3名とあるを2名増員し、5名にしようとするものである。

## (例3) 事業経営の事例

この法人の目的達成に資するため、宗教法人法第6条の規定により、公益事業以外の事業として駐車場を運営しようとするもので、それに必要な規則変更をしようとするものである。

## 【書式2-3】 規則変更事項：責任役員を増員する場合の例

宗教法人「〇〇〇」規則変更事項（新旧対照表）	
旧	新
(員数) 第〇条 この法人には、 <u>3人</u> (注1)の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。	(員数) 第〇条 この法人には、 <u>5人</u> (注1)の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。
附 則 (注2) 1 この規則の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日( 年 月 日)から施行する。 (注3) 2 この規則の変更により増員する責任役員の任期は、従前就任し現にその任にある責任役員の残任期間とする。	

(注1) 変更する字句に下線を引きます。

(注2) 附則は、文化庁の指導事例では、新旧対照表の欄外に記載します。

(注3) 認証書の交付を受けた年月日を宗教法人側で記入します。

【書式2-4】 責任役員の会議事録例

宗教法人「〇〇〇」責任役員の会議事録

- 1 日 時 〇〇年〇月〇日 午前10時から午前11時30分
- 2 場 所 宗教法人「〇〇〇」事務所 客殿
- 3 出席者 代表役員 法務 玄侑 責任役員 神前 次男  
責任役員 大佛 三男 (定数3名全員出席)
- 4 議 題
  - 一、規則の変更について
  - 二、信者会館の建設について
- 5 議事の経過
  - (1) 定刻になり、事務を総理する代表役員法務太郎は議長として着席し、出席者の確認の後、開会を宣した。
  - (2) まず、議題一について、議長は、これまでの法人の取り組みが結実し信者数が増加傾向にあることを述べ、信者の意見をより多く反映させた法人運営を行うべく、「総代」の定数を現在の「3名」から「5名」に増員したい旨の説明をした。審議の結果、別紙規則変更事項のとおり変更することを満場一致で可決した。
  - (3) 続いて、議題二について、議長は、上述のとおり信者数の増加傾向に伴い、その利便を図ることと共に、当法人の基盤を堅固にするため、以下に記す「信者会館」を、境内地内に建設したい旨を述べ、併せて図面等事業計画書案を閲覧させた。
    - ① 建物の概要

所在地	〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
延床面積	230.35㎡ (1階 100.05㎡、2階 100.05㎡、3階 30.25㎡)
工事着工日	〇年〇月〇日 (竣工予定 〇年〇月)
    - ② 資金計画

総工事予算は上限1億円下限7500万円で、普通会計の預貯金を充てる。工事は入札を行い決定する。また、図面等事業計画書案を作成した〇〇建築事務所一級建築士〇〇〇〇に監理及び工事監理を依頼する。この費用は、総工事予算に含まれる。
    - ③ この建物建設は、規則第〇条第3号の「主要な境内建物の新築」に、また、規則第〇条第4号の「境内地の用途変更」に該当するので公告する。



以上の説明があり、審議の結果、満場一致で議案どおり可決した。

- (4) 最後に議長は、上記議題一、二を手續する役員を定めること及び議題一について議決後に誤字脱字等が発見された場合「内容の変わらない範囲の字句の修正」も同役員に一任したいと述べ、規則第〇条に「この法人を代表し、その事務を総理する」と定めのある代表役員を本件事務担当者にすることを提案し、満場一致で可決した。
- (5) 以上をもって、本日の議案の審議が終了したので、議長は、議場へ議決事項を確認し、閉会を宣し散会した。

## 6 議決事項

- (1) 規則を変更すること（総代の定数を3名から5名にすること）。
- (2) 信者会館を建設すること。
- ① 工事資金は、普通会計から特別会計に移行・設定し、その資金を用いること。
- ② 工事は、監理を〇〇建築事務所所属一級建築士〇〇〇〇に依頼し、工事業者は入札をして決定すること。
- ③ 主要な境内建物の新築及び境内地の用途変更の公告を行うこと。
- (3) 代表役員は上記議決に関する担当者として事務を行うこと。

上記のとおり、出席者全員の賛成により議決し決定した。

〇〇年〇月〇日

代表役員	法	務	玄	侑	法人印
責任役員	大	神	次	男	印
責任役員	大	佛	三	男	印

上記は原本と相違ないことを証明します。(注)

平成 年 月 日

宗教法人「 〇 〇 〇 」

代表役員 〇 〇 〇 〇 法人印

- (注) [ ]の部分が、原本証明です。原本からコピーを作成し、コピーの文書にこのような原本証明を記載し、法人印を押します。提出の必要のあるとき、このコピーの文書を「写し」として官公署等に提出します。

●執筆者一覧●

第1章担当

本間 久雄（弁護士）

栗津 大慧（弁護士）

第2章、第3章担当

橋本 哲三（行政書士）

第4章担当

秋山 経生（弁護士）

第5章担当

飯田 統一（社会保険労務士）

須田 信孝（社会保険労務士）

第6章担当

大島 義則（弁護士）

第7章担当

松近 英彦（税理士）

# 宗教法人実務書式集

---

2019年5月24日 第1刷発行

定価 本体4,000円+税

編者 宗教法人実務研究会  
発行 株式会社 民事法研究会  
印刷 文唱堂印刷株式会社

---

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258 (営業)

TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278 (編集)

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

---

落丁・乱丁はおとりかえます。 ISBN 978-4-86556-294-1 C2032 ¥4000E

表紙デザイン：袴田峯男